

開発行為の工事完了の検査が必要です。

開発行為の工事が完了したときは、工事完了届書を提出して完了検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。

都市計画法(抄)

(工事完了の検査)

第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(略)の全部について当該開発行為に関する工事(略)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○都市計画法(以下「法」という。)第37条の規定により、法第29条の規定に基づく開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発行為の工事完了の検査を受け、完了公告がなされるまでは、原則として建築物等の建築が禁止されています。

○検査済証の交付を受けていない場合は、将来の増改築、用途の変更の際に支障が生じる可能性があります。

※申請者用のリーフレットについては、必ず申請者に必要な手続きについて説明の上、手渡しをしてください。

完了検査前に再度確認してください！

- 境界杭は、移動しない堅固なものが設置されているか
- 測量図と現地があっているか
- 構造物が境界の外に出ていないか
- 構造物は許可どおりに施工されているか
- 計画地盤の高さと現地があっているか
- 構造物にクラック(ひび割れ)等がないか
- 給排水計画図と現地があっているか
- 雨水浸透柵の施工は適切か

(※施工前、中、後の写真を提出/写真は検測器等で深さや幅の数値が分かるようにし撮影)

- 建築物の計画変更はないか
- その他

○土地利用計画図と現地が異なる場合は、変更許可や変更届が必要となる場合がありますので、完了検査前にご相談下さい。(※内容によっては、図面の提出で済む場合もあります。)